

平成 23 年度 第 12 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 10 月 26 日（水）17 時 00 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

それでは、時間になりました。ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、各府省からの要望のヒアリングを行います。ヒアリング日程については、お手元の資料のとおりでございます。10 月 28 日も引き続いてヒアリングを行い、各府省の要望事項等について一通り聴取したいと思います。

その後、各府省からの要望事項につきましては、租特の見直し基準、いわゆるふるいに基づきまして調整を行っていくこととなります。まずは税務当局と要望省庁との間で事務的に整理を行った上で、昨年同様、11 月中旬を目途に随時調整協議のプロセスに入りたいと考えておりますが、具体的な日程については追って御連絡を申し上げます。

なお、会議時間もございますので、各府省からの要望内容の御説明は時間厳守でお願いいたします。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

各府省からのヒアリングに先立ち、黄川田総務副大臣から、去る 20 日に開催されました国と地方の協議の場に関して御発言がありますので、よろしくお願いたします。

○黄川田総務副大臣

それでは、私の方から御報告申し上げます。

去る 10 月 20 日に行われた国と地方の協議の場において、地方税の課税庁である地方公共団体側から税制調査会で、是非とも地方の声を聞いていただきたいという強い意見がございました。そこで、国と地方の協議の場における地方団体の主な意見を私から紹介させていただきます。

まず、地方単独事業を含め社会保障サービスを持続的に提供できるよう偏在性の小さい地方消費税の充実など安定的な財源の確保が必要であること。次に、地球温暖化対策など環境施策において市町村の果たしている役割や財政負担があるので、役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築すべきこと。次に、廃止要望がされている自動車取得税等の車体課税については、地方財政が大変厳しい状況であり、代替財源を示さない限り堅持すべきこと。次に、固定資産税の評価替えに際して地価高騰時に講じられた措置の見直し等を行い、税収を安定確保することなど、様々な御意見をいただきました。

なお、地方 3 団体の意見書をそれぞれ配付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、お手元にお配りしております各府省等ヒアリング予定表の順番に従ってヒアリングを行います。時間が限られておりますので、時間内にメリハリのついた説明を心がけていただくよう、よろしくお願い申し上げます。また、できる限り租特の見直し基準、いわゆるふるいにおける有効性の観点、すなわち税収減を是認するような費用対効果がどのように見込まれるのかといった点について御説明をいただくようお願いいたします。説明者の席を御用意しておりますので、そちらへ移動して御説明ください。

まず、金融庁からヒアリングを行います。

遠くで恐縮です。

○中塚内閣府副大臣

それでは、早速始めさせていただきます。金融庁の平成 24 年度税制改正要望について、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。今回の税制改正要望では、東日本大震災からの復興支援に係るもの、そして、金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきものの 2 つに分類して、重点項目として 5 点を要望させていただいております。

まず、東日本大震災関連、復興支援に係るもの 2 つについて御説明いたします。

2 ページになります。1 点目として、地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置についてであります。

この要望は、被災地をはじめとする自治体が信託銀行等からの資金調達による土地信託を利用して公共施設整備を行いやすくするため、この場合の登録免許税、不動産取得税等を自治体が直接実施する場合と同様に非課税とすることを要望するものであります。

3 ページを御覧ください。続きまして、2 点目として、日本版レベニュー債の非課税債券化等について御説明を申し上げます。

まず、日本版レベニュー債とは、公社等が発行する債券で、その利子が公社等の利益に連動するものをいいます。被災地等の公社等が、住宅、水道、高速道路等のインフラ整備資金の調達のために発行することが想定されます。今回の要望では、この日本版レベニュー債について、こうした債券に馴染みの深い海外投資家の購入を促進するため、海外投資家が受け取る利子を一般の社債等の利子と同様に非課税とすることを要望するものです。

次に、金融資本市場の基盤整備関係について申し上げます。

4 ページ目を御覧ください。1 点面として、金融商品に係る損益通算範囲の拡大について御説明申し上げます。

この要望は、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、公社債

等に対する課税方式の変更及び金融商品に係る損益通算範囲を拡大することを要望するものです。本要望につきましては、昨年の税制改正大綱においても取組みを進める必要がある旨、記述されております。

7 ページ目を御覧ください。続きまして、少額株式投資非課税制度、いわゆる日本版 ISA の利便性の向上、事務手続の簡素化について御説明申し上げます。

この要望は、平成 26 年 1 月より日本版 ISA が導入予定であることを踏まえまして、事務手続の簡素化など、実務上支障が生じ得る技術的な点などについて措置を要望するものです。

続きまして、11 ページ目を御覧ください。最後に 3 点目といたしまして、国際課税原則の見直しについて御説明申し上げます。

この要望はちょっと技術的な要望であり、昨年より要望させていただいておりますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、外国法人の申告対象について、我が国もグローバルスタンダードである帰属主義への変更をすることを要望するものです。本要望についても、昨年の税制改正大綱において、具体的な検討を行う旨、記述をされているところであります。

以上が金融庁の税制改正要望の重点項目でございます。御説明いたしました 5 点のほかに、事務的・技術的項目を 13 件要望しております。13 件については 12 ページに一覧に掲げておりますが、各項目の詳細についての御説明は、時間の都合もございまずので、省略させていただきます。

金融庁からの御説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

時間を厳守していただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまの金融庁の要望につきまして、御質問、御意見等があれば、どうぞ、どなたからでも御発言ください。

それでは、峰崎参与どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

金融庁には昨年、例の分離課税の 10% の特例をきちんと本則に戻すべきではないかということはずっと指摘しましたけれども、今回は去年に一応片付いているので、残念ながら、それを少し早めてもらえないかなという思いを持っています。実は、今、税・社会保障共通番号をやってしまして、最近、国際的にお金の流れが変化していて、タックスヘイブンの国々との間で租税条約を結ぶことが多くなってきています。そういう意味で、最後の金融資本市場の基盤整備に関しての緊急に措置すべきものについては、これはこれでわかるんですが、そういう資料情報を、これから外国との間の金融の流れをもっとしっかりとつかんでいくことを金融庁としてもやはり考えるべきではないかなと思いますし、これは場合によっては主税局の方にお尋ねした方がいいのかもしれないんですが、租税条約等でそういう形で展開されることが最近増えてきている

のではないかと思うんですが、その辺り、どのように考えておられるんでしょうか。

○中塚内閣府副大臣

まず、そういう情報収集についてはこれからも遺漏なきようにしていくべきだと思っておりますが、その話の前段の税率の軽減措置の件ですけれども、これは去年も本当にいろんな方に御指導いただいて、継続するという事になったわけなんです、それこそ去年の大綱にも、景気回復に万全を期するためということで2年間延長していただいたという経緯がございますので、いずれにしても、経済・金融情勢を踏まえた上で御検討いただきたいと思いますと考えております。

○五十嵐財務副大臣

三谷政務官、どうぞ。

○三谷財務大臣政務官

金融庁の要望については、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則に沿っておらず、極めて残念だと言わざるを得ません。減収見込額は47億円、増収見込額は0億円であります。このままでは非常に厳しい対応をさせていただかざるを得ず、今後、要望項目の更なる絞り込みを切にお願いしたいと思います。

特に、次に挙げる2項目について問題点を指摘しておきたいと思えます。

1点目は、資料の3ページでございます日本版レベニュー債の非課税債券化についてであります。日本版レベニュー債を地方財政の健全化の手立てとして位置付け、税制により政策的に支援するというのであれば、まずは地方財政を担当する総務省との共同要望として提示されるべきではないかと考えます。加えて本件は、外資系金融機関で構成される国際銀行協会からの要望と聞いておりますが、我が国の金融機関からの要望ではないという点で、我が国の金融市場の活性化の観点からも不十分ではないかと考えます。

2点目は、資料の4ページでございます金融商品に係る損益通算範囲の拡大であります。資料にも平成23年度税制改正大綱の抜粋が書いてございますが、損益通算範囲の拡大は平成26年の本則税率化、いわゆる税率をそろえることがまずは前提であり、本年、これを議論する必要はないかと考えます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○中塚内閣府副大臣

まず、日本版レベニュー債については今日の財務・金融委員会でも野党の方から取り上げられ、御提言があったところでありますが、被災地の復興という意味においては、国内・国外を問わず資金を調達するという観点が必要なのではないかと考えておりますし、あと、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則のお話ございましたけれども、レベニュー債にせよ、この損益通算範囲の拡大にせよ、これは減収見込みはなしということになっております。何せ、レベニュー債の非課税債券化といいましても、現在、そ

のレベニュー債自体があるわけではございませんので、まず1つ、レベニュー債の方は復興に資するものであると考えておりますし、金融商品に係る損益通算範囲の拡大についても金融証券市場の国際化にも資するものであると思っております。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

それでは、引き続いてこれはまた論議をさせていただきますので、本日はここまでとしたいと思います。

次に、警察庁からのヒアリングを行います。山岡大臣にわざわざおいでいただきしております。

○山岡国家公安委員会委員長

副大臣がないものですからね。

○五十嵐財務副大臣

恐縮でございます。お願いします。

○山岡国家公安委員会委員長

ありがとうございます。

警察庁から、平成24年度の改正要望について御説明いたします。

要望は地方税のみでございます。軽油引取税の課税免除の特例について、引き続き3年間の延長をお願いするものでございます。

具体的に3項目ございます。

1つ目は、警察用船舶の動力源に使用されているもので、水上警察活動の船舶169隻の燃料が対象となっております。これらは言うまでもなく、水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、水上や離島周辺のパトロール等の活動に使っていて、活動は国民の安全・安心の確保に貢献していると言え、非常に公共性の高いものでありますので、よろしく申し上げます。

2つ目は、警察通信設備の非常電源に使用されるものです。停電の際に警察の通信を維持・確保するための非常電源の燃料が対象となります。いかなる場合でも警察通信の機能を維持することで、災害等の非常時にも警察活動を行うことが可能となるものであります。今般の東日本大震災では、東北5県48か所で無線中継所が停電いたしました。軽油を補給して非常用電源装置を稼働することによって、被災状況の把握や被災者の救出・救助、避難誘導や行方不明者の捜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止することができたのであります。

3つ目は、自動車教習用車両の動力源に使用されるものでございます。全国の指定自動車教習所の施設内において、技能教習に使われる車両の燃料が対象となっております。指定自動車教習所は運転免許を取得する者の大半が利用する施設でありますとともに、高齢者やペーパードライバーに対する講習を通じて、地域住民の交通安全教育を推進するなど、地域における交通安全センターとしての役割を担うものであります。

す。課税免除措置によりまして、指定自動車教習所の経営を支援することが国民の免許取得の支援、交通安全の確保につながるものであります。いずれにしても、平成23年度までの時限措置とされているところでございますけれども、その有効性や公共性等にかんがみまして、引き続き課税免除を要望するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいまの警察庁の要望について、御質問、御意見等があれば、どうぞ、どなたからでも御発言ください。

福田政務官、どうぞ。

○福田総務大臣政務官

大臣の話で大変恐縮でございますけれども、期限が到来した特例措置は道路に直接関係しない用途であることから講じられたものであるもので、軽油引取税の一般財源化に伴い、原則としては廃止すべきものと考えております。

ただし、都道府県の業務として行うのであれば、揮発油税と同様に、一旦課税をした上で、その費用については都道府県の予算に計上するということが原則ではないかと思っていますので、またよく議論をさせていただければと思っています。以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

ちなみに、これは何年間ぐらい続いているんですか。

○山岡国家公安委員会委員長

軽油引取税の当初からだそうです。

○峰崎内閣官房参与

そうですね。ですから、逆に言えば、今、おっしゃられたように、こういう微々たるものですが、ある意味ではこれぐらいの小さいものは税でやるよりも、むしろおっしゃられたように、予算か何かでやった方が私はいいのではないかと思いますので、そこら辺は是非、一度検討してみてください。

○山岡国家公安委員会委員長

検討させていただきます。

ただ、いずれにしても、結果的にカバーできるようによろしくお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、引き続き、これも議論をお願いしたいと思います。時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。

○山岡国家公安委員会委員長

ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。次に、農林水産省からのヒアリングを行います。時間が限られておりますので、メリハリのついた説明を心がけていただき、時間厳守でよろしくをお願いいたします。

○岩本農林水産副大臣

農林水産省でございます。まず、農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例の恒久化でございます。農林漁業分野におきまして、これは37万人がこの特例を利用しております。経営見通しを安定させ、将来の担い手を確保するためにも、是非とも恒久化を図ることが不可欠であります。また、これは代替エネルギーがございません。海に漁師さんが出ていって、太陽電池とかというわけにはいきませんので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長でございます。これは、東北、宮城県のいちご産地でもA重油を使ったハウス生産による復興に向けて必死の努力を続けているわけでございます。また、昨年、政府税調からの指摘に対応いたしまして、実態調査を実施いたしました。これは70店舗でございますが、これでリッター当たり2円以上回って販売されていることも確認いたしております。この措置を利用している農家が19万戸と、漁業者が14万人おります。是非ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成24年度以降の農地に対する負担調整措置の存続でございます。農地の保有コストの急激な上昇を抑えることが重要でございます。是非とも、これも存続をお願いしたいと思います。

次に、林業経営の継続を確保するための納税猶予制度の創設でございます。現在、林業経営を存続させることが困難な状況でございます。跡継ぎの前に途中で辞めたいというような方がおるわけでございますけれども、是非とも、これも山林相続税、贈与税の納税猶予制度を創設することに対しましての御理解をお願いしたいと思います。

次に、山林所得の特例措置の森林経営計画への適用でございます。森林経営計画に基づきまして森林施業を行う場合に、伐採量が制約され、不利益を被ることから、これを軽減し、計画作成による持続的な森林経営の実施を誘導していく必要があると考えられます。計画的な伐採を行った場合には一定額を控除するというような取組みが必要だと思っております。

次に、農地等に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等の創設でございます。これは農地を貸し付けたくてもできずにいる状況でございます。80歳、90歳の親がいる場合に、息子さんが既に60歳や70歳になっている。しかも、息子さんたちも辞めるという場合に、せめてほかの方にこの農地を利用してもらうためにも、是非ともこの創設をお認めいただきたいと思っております。

次に、農林漁業の6次産業化を促進するための特例措置の創設でございます。初期の設備投資の負担を軽減する必要があります。これも何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、再生可能エネルギー、森林吸収源対策等を推進するための税制度の創設でございます。これは、環境省、経産省にも関わってくるわけでございますけれども、地球温暖化の6%削減の約束のうち3.8%を占める森林吸収源対策等を推進する必要があります。要は、間伐、路網整備等も必要でございますが、当初の予算では全く足りないわけでございます。この石油石炭税に関しましては、環境省さん、経済産業省さんが、今、お使いになっているわけでございますけれども、新しく創設された税金は地球温暖化ということで農林水産省にも使わせていただきたい。

それで、平成24年度でございますが、概算要求が2,782億円で、これは3次補正を入れても1,500億円も足りないような状況でございます。何とぞ御理解をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ただいまの農林水産省の要望について、御意見、御質問があれば、どなたからでもどうぞ。どうぞ。

○福田総務大臣政務官

それでは、早速で恐縮ですが、軽油引取税につきましては先ほどの警察庁と同じでございます。原則として廃止すべきものと考えておりますが、ただし、農林漁業の軽油に係る課税免除措置については、農林水産業をとりまく諸情勢を考えれば、延長を検討することもやむを得ないと思っておりますけれども、特例の必要性は絶えず検証する必要がありますので、これを恒久化することは考えられないのではないかと思っております。以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

特例の使用状況についての調査がこのたび示されているのですが、経営形態別の使用状況はわかりますか。つまり、専業農家あるいは漁業は専用漁業とか分かれるかどうか私は分かりませんが、そういう意味で経営形態的にどんな人たちが利用しているのですか。33万とか37万とかとなると、いわゆる専業農家なのかなと思っておりますけれども、その辺りの調査をするときの経営形態別のデータは分かっていますか。

○岩本農林水産副大臣

まだそこまで調べていないということでございますけれども、しかし、調べていないのに何だという話になります。後々民主党全議員に降りかかってくる話でございますけれども、これは全国でJAのみならず各農林水産漁業者の方々が各地で会合しておりますが、とにかく恒久化恒久化と言っている中で、政治的なことをここで申し上げ

げるわけにはいかないかも知れませんが、各党会派これを言っている中で、思いきって自民とか公明がそんなことを言っているのを先取りしてやるべきではないかという部門会議での結論でもございます。

○峰崎内閣官房参与

しかし、ややそれに対して、政治というのは当然そういう判断をしなければいけないときがあるにしても、これは横並びで各省庁全部同じような問題を抱えているわけですね。ですから、それが恒久化されるのであれば、ではこれもという形で、本当にこれは恒久化しなければいけないものなのかどうかとか、そういった点での吟味はもう少しきちんとやらないと、農林水産省の予算は去年も牛1頭100万円の租特のときもそうだけれども、最後は政治判断でお願いしますということはずいと思えますので、ちょっと申し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

やはり跡継ぎどころか新しく参入してくる若者もいない中で、経営の見通しを安定させるという意味で重要なことだと思います。ほかもそうだからという御意見も分かりますけれども、これは引き続き議論ということになるのですか。

○五十嵐財務副大臣

三谷政務官からどうぞ。

○三谷財務大臣政務官

農林水産省の要望についてもペイ・アズ・ユー・ゴー原則に沿っておらず、極めて残念と申し上げざるを得ません。減収見込額は81億円、増収見込額は0億円であります。このままでは非常に厳しい対応をさせていただかざるを得ず、今後、要望項目の更なる絞り込みを切にお願い申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ほかにもございますか。それでは、時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。

次に、厚生労働省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、メリハリの付いた説明を心がけていただき、時間厳守でよろしくお願いいたします。それでは、辻副大臣、どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

厚生労働副大臣、辻でございます。衆議院の厚生労働委員会が先ほどから続いておりましたので、遅参いたしました恐縮でございます。

厚生労働省の税制改正要望につきまして御説明させていただきますが、お手元に配付されております「平成24年度厚生労働省の税制改正要望主な事項について」と書かれた資料に基づきまして、要望の概要を御説明させていただきます。

まず1ページ目、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続等についてでございます。社会保険診療につきましては、その高い公共性にかんがみ、社会保険診療報酬に係る事業税に関し非課税措置が認められているとともに、労災保険の診療報酬、助産に係る収入金額などを含む医療法人の社会保険診療以外部分について事業税の軽減税率が認められているところでございます。これらの措置につきましては、期限付きの租税特別措置ではないものの、昨年度の税制改正大綱において議論を行っていく旨の言及がなされたところでございます。

医師不足、医療崩壊が叫ばれる中、厚生労働省といたしましては、地域における医療事業の安定性、継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく見地から、引き続きこれらの措置の存続を求めてまいりたいと存じます。

2ページ目、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設についてでございます。医療法人につきましては、平成18年の医療法改正を踏まえ、現在は解散時に出資持分の払い戻し請求の問題が生じない、持分なし医療法人しか設立できないこととなっております。しかし、それ以前に設立された医療法人の多くは、現在もまだ持分あり医療法人のままであり、出資者が死亡した場合などにおいて、出資持ち分に係る相続税により、多額の法人資産が流出し、地域医療の継続が困難になるケースが出ているところでございます。こうした状況を踏まえまして、持分のある医療法人から持分のない医療法人への速やかな移行を促進し、地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供できるようにしていくことが求められていると考えております。このため、期限、最長3年間を定めて、持分のない医療法人への移行を進める医療法人に対しては、移行期間中の相続税、贈与税に係る納税を猶予する特例措置を創設するよう求めてまいりたいと存じます。

3ページ目、社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設についてでございます。社会医療法人は平成18年の医療法改正において、民間の高い活力を生かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業、救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療等でございますが、それを担う公益性の高い医療法人として制度化されたところであります。その認定要件についても、役員等について親族が3分の1以下であることや解散時の残余財産を国庫に帰属させることを義務付けるなど、厳しい公益性の審査にも服させることともしておるところであります。このように救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に対して、経営の安定化を図るとともに、地域医療を安定的に提供できる体制を構築する観点から、寄附金の寄附者に対する優遇措置を求めていきたいと思っております。

4ページ、研究開発税制の恒久化についてでございます。医薬品開発の成功率は極めて低い0.005%という状況でありますけれども、新薬を開発するためには多額の研究開発費を投入する必要があることから、医薬品の開発に対する継続的、安定的な支援措置が必要だと考えております。イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国

際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、平成 23 年度末までの時限措置である研究開発税制につきまして、その恒久化を求めたいと存じます。

5 ページ目、公的年金等所得の所得区分上の見直しということでございますけれども、公的年金等所得につきましては、現在、所得税法上の所得区分のうち、雑所得に位置付けられているところでございます。しかしながら、今日、約 3,700 万人が公的年金受給者として年金所得を得、そのうちの約 6 割が年金所得のみで生活しているにもかかわらず、年金所得の税法上の位置付けが明確にされないままであることは不合理であると言わざるを得ないと考えます。このため、税法上の所得区分の一類型として、新たに年金所得を設けることを求めたいと存じます。

6 ページ目、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げについてでございます。たばこ対策につきましては、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率引上げを要望しているところでございます。昨年度の税制改正大綱におきましても、たばこ税については国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来にわたって税率を引上げていく必要がある旨の記載がなされており、平成 24 年度税制改正以降の税率引上げに当たっては、たばこ消費や税収、製造者等に及ぼす影響等を見極めた上で判断していくこととされているところでございます。現在、復興増税に関する協議の過程では、たばこ税の取扱いが議論されているところでもございますけれども、厚生労働省といたしましては、こうした議論の動向も見守りつつ、恒久的かつ将来に向けた段階的な税率の引上げを求めていきたいと思っております。

7 ページ目、配偶者控除の見直しについてでございます。配偶者控除につきましては、雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的なものとなるように見直すということが重要だと考えております。このため、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされている昨年度の税制改正大綱も踏まえつつ、配偶者控除の見直しを求めたいと存じます。

8 ページ目、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設、公害防止用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長拡充についてでございます。理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業につきましては、国民の日常生活に不可欠なサービスや商品を提供しているものの、大半が零細な事業者によって担われているところでございます。これらの経営の健全化、衛生水準の維持向上等を図る観点から、認められている時限付きの租税特別措置のうち、生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合や、公害防止の観点から環境にやさしい活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新設した場合などについて、これらの設備に係る特別償却を認める特例措置の期間延長を求めたいと存じます。

9 ページ目、子ども手当に関する 3 党合意に基づく税制上または財政上の所要の措

置の検討という項目でございます。平成 24 年度以降の子どもに対する手当制度につきましては、平成 23 年 8 月 4 日に民主党・自民党・公明党の 3 党幹事長・政調会長で合意がされたところでございます。この 3 党合意では平成 24 年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成 24 年度から所要の措置を講ずることとされていること等を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたいと思っております。

10 ページ目、子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置など 7 項目についてでございます。その他、社会保障・税一体改革に関連する税制改正につきましては、現在、関係審議会において鋭意検討を進めているところでございます。子ども・子育て新システムの構築に当たりましては、学校教育法上の学校、児童福祉法上の児童福祉施設として位置付けることなどを検討中の総合施設に対しまして、幼稚園、保育所と同等の税制措置を講ずることを求めたいと存じます。

また、医療法等改正に当たりましては、社会医療法人がその要件を満たさなくなった場合、現行では要件を満たしていた期間を含めて過去の非課税収益について、認定時までさかのぼって一括課税される取扱いとなっておりますが、その取扱いについて見直しを行うことが必要だと考えております。その他、市町村国保の財政基盤の強化、高齢者医療制度の見直し、障害者総合福祉法、年金制度の見直し、介護保険制度の見直しなどについても、現在関係審議会において検討を進めておりますが、それぞれ制度改正を行う場合には、所要の税制措置をお願いしたいと考えております。

11 ページ目、社会保険診療等に係る消費税の在り方の検討についてでございます。この件につきましては、別途税調において、消費税に関わる議論がなされる際に御説明させていただくことといたしまして、本日の説明は割愛させていただきたいと存じます。以上でございます。ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの厚生労働省からの要望について、御質問、御意見があればどうぞ御発言ください。どうぞ。

○福田総務大臣政務官

私の方からは、社会保険診療報酬に関わる非課税措置の存続、医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減税率の存続、法人事業税及び個人事業税についてであります。

国税においては課税をするという一方で、地方税である事業税については、一律に課税できないようにする現行措置は不合理ではないかと考えております。医療機関も都道府県の行政サービスを受けている以上、応益課税である事業税を負担してしかるべきではないかと考えているところでございます。

ただ、今年の税制改正大綱では、そのことを 1 年間真摯に議論し、結論を出すと書いてありますので、是非地域医療を確保するために必要な措置についての具体的な議

論を進める必要があると考えておりますので、どうぞ今後の議論でよろしくお願ひしたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

辻副大臣、どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

確かに御議論をいただいているポイントでございますけれども、この措置は地方税法の附則ではなく、本則に入っている、言わば租税特別措置ではなく、税法の本体に係る問題でございます。

これにつきましては、ただいまお話がございましたように、行政サービスを受けているということであったわけでございますけれども、私どもの考え方といたしましては、地域医療というものは準公共サービスであって、事業税を付加する対象ではない。公益性を持った医療法に書いてありますように、営利ではないという医療でございます、それに対して事業とみなして、営利とみなして課税するのは違っていると私どもは考えているところでございます。

とりわけ、地域医療におきましては、健康診断だとか、予防接種だとか、学校医という形で、地域の皆様方に資する行動、活動をしていただいているわけございまして、それは各都道府県に対しても大きな貢献があったと思っておりますし、最近におきましては、東北の大震災におきましても、全国から医師、歯科医師、看護師、薬剤師の方々、その他医療従事者の方々が駆けつけておられるわけですが、私自身が行きましても、地方の公務員の方々、そして水道部局の方々と同様な形で医療従事者の方々が貢献しておられるのを見るにつけても、やはり準公共サービスと位置付けるものであって、公共サービスを受けている対象であるという位置付けは根本的に違うのではないかと考えております。

そういった意味からも、事業税を付加する対象の職種ではないと私は考えておりまして、非課税措置が継続されるべきであると考えているところでございます。

○福田総務大臣政務官

それであれば、国税も非課税にしてしかるべきものと考えておりますが、これが国税と地方税で違う対応になっているということは、しっかり議論していく必要があるのではないかと考えています。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

国税と地方税というとき、何か国税などの御対応があるなら、またそれはそれで申し上げたいと思いますが、これは地方税における事業税についてのことでございまして、都道府県の事業税についてどうかということですから、都道府県に貢献している医療従事者の方々に係ることだということをお願いしているわけでございます。

○五十嵐財務副大臣

滝副大臣、どうぞ。

○滝法務副大臣

総務大臣政務官の応援演説をするわけではありませんけれども、この問題は、昭和42年の診療報酬改定、今の診療報酬制度をつくるときの国費の投入の問題でこうなったんです。

要するに、当時の国税の方は、診療報酬の中で公租公課の中に国税分を算入したんです。地方税の方も事業税において算入しようとしたところ、もう財源がないということで、当時の自民党の政治決着で財源がないから、事業税は我慢しろと。そのかわり、当面非課税にするという決着をしたものですから、そこのところにさかのぼる話であって、医療の地域における実態の問題ではなくて、昭和42年にさかのぼる問題でございますから、1年かけて真摯に議論をしなければならぬというのは、そういうことも含めて議論をしていかないと、この問題は決着しないというものでございますので、もう少し厚生労働省の方も、その当時、昭和42年にさかのぼった議論をすべきだろうと思います。

問題は、平成5年の非自民政権になったときも、これは五十嵐副大臣が一番知っているんですが、そのときの地方税の主たる議題は、マスコミの事業税の特例措置の廃止の問題。それから、医師の非課税の問題。2つが議論になった問題でございまして、専らそのときには、五十嵐先生は両方ともきちんと廃止すべきだという議論から、当時の自治省に対して、厳しい言明をいただいたことを合わせて御紹介しておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

辻副大臣、どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

事実関係でございますので、明確にしておきたいと思うのですが、事業税の非課税措置につきましては、医師の応招義務という制約などを考慮するという事柄も含めて、昭和27年に議員提案により創設されているものでございまして、そのおっしゃっている部分は、事実関係からしまして違うかと思っております。

○滝法務副大臣

昭和27年です。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

出ているテーマがすごく大きいので、この後、どういうふうにか、こういう問題を扱っていくのか、もし今後の時間配分の方法があったら教えてほしいです。

その前に、なぜ公的年金等所得の所得区分を見直すのか。雑所得という名前が悪い

と言えば、それはそうかもしれないけれども、いわゆる年金所得と名前を変える目的は何のためにやるのかを教えてください。

それとたばこの問題ですが、これは今日でなくても構いませんけれども、2年前にたばこを5円上げていますね。上げて、それはどういう効果があったのかということ、を1回検証してみてもどうかと思います。というのは、我々は2年前のときに5円という非常に大巾に金額を上げたときの目的は、今、厚生労働省がおっしゃっているように、これはそろそろ健康のためにやめていくために上げていこうよと。継続的に上げていこうと、かなりバッド課税の対象にしようとしたわけです。それがどういう影響があったのかということについて、あの程度上げたのでは駄目だったのか、5円上げたら相当影響があったのか。これは様々な分野に波及するだけに、そういうデータがないのではないのかという感じがするので、これは今日で終わらないのであれば、その点について議論を教えてください、そういった点を含めてやっていただきたいと思います。以上です。

○五十嵐財務副大臣

今の点ですけれども、これから各要望官庁、省庁とも調整に入っていきますが、大玉については、勿論この場で議論することになります。ですから、解決が見つかる問題は、先に事前の調整で解決させていただいて、大玉はこの場で協議をするということになっております。辻副大臣、どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

峰崎先生からの御指摘についてですけれども、年金所得は昭和61年度までは給与所得だったわけですが、それ以後、雑所得に位置付けられておりまして、その中に公的年金等控除などもあるわけですが。

ただ、先ほど申し上げましたように、原稿料だとか、金融債の償還差益だとか、そういうものと同じような所得も中に入っておりまして、1億2,700万人のうち3,700万人が年金所得を得、そのうちの6割の方々が年金所得だけで生活をしておられるという中において、雑所得の中にその所得が位置付けられているのはいかがなものかという観点からの提起でございます。

○峰崎内閣官房参与

名称だけ変えてくれということなんですか。

○辻厚生労働副大臣

位置付けです。年金所得というものが全く所得の区分上はないわけですが、積込に説法でありますけれども、利子所得、配当所得とか、譲渡所得とか、給与所得とか、そういう中に入らないわけです。その中の1次所得で雑所得。その雑所得の中に入っているわけですが、3~4人のうちの1人はその中に入っているにもかかわらず、そういう類型がないということ自体が根本的におかしいのではないのかという問題提起でございます。

たばこについては、峰崎先生がおっしゃったことにストレートにお答えできるものかどうかはあれですけれども、例えば平成 22 年度の実測値等で見ますと、私どもが答えることかどうかはわかりませんが、販売量で見ますと、平成 21 年度は 2,339 億本、平成 22 年度は 2,102 億本ということで、前年度より 11%減少しているということでございまして、健康の観点からたばこの消費を抑制するという増税目的は達成されたのではないかという評価をさせていただいております。

ちなみに、税込を含めた販売代金は、平成 21 年度は 3 兆 5,460 億円から、平成 22 年度は 3 兆 6,163 億円と前年度より 2%増えまして、一定の維持がなされていると聞いております。

まだ評価については、今後とも調べたいと思っております。

○峰崎内閣官房参与

10 月から上がっていますから、いわゆる対前年比で見られると、年度で最初の年だけだったらそんなに上がっていないのだから、正確な情報を 1 回、財務省でもいいですから、後で別途出してください。

○辻厚生労働副大臣

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

三谷政務官、どうぞ。

○三谷財務大臣政務官

厚生労働省の要望についてもペイ・アズ・ユー・ゴー原則に沿っておらず、極めて残念と申し上げざるを得ません。ちなみに、減収見込額は大きくて 628 億円、増収見込額は 0 億円であります。たばこは具体的な額の見込みがつかみませんので、ゼロ。

○辻厚生労働副大臣

配偶者控除もあります。

○三谷財務大臣政務官

増収分を含めて、今後考えていただければと思います。要望項目の更なる絞り込みを切にお願い申し上げます。

また、子ども手当に関しまして、資料の 9 ページに 3 党合意に基づく税制上の所要の措置の検討とございますが、手当と税制では、所得金額の計算方法や基準となる所得の年分も異なるなど、制度として全く別のものであります。税制上の措置として、果たしてどのような措置が考えられるのか。今後十分な検討が必要であると考えます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。それでは、厚生労働省はここまでとしたいと思います。

次に、総務省からヒアリングを行います。要求官庁としての要望でございますので、

松崎副大臣に説明者席に移っていただいて、お願いをいたします。

○松崎総務副大臣

総務省の副大臣の松崎でございます。それでは、総務省の税制改正要望事項については、お手元に資料がございますでしょうか。「平成 24 年度 総務省主要税制改正要望」です。1 枚目に一覧を記してございます。◎は、特に総務部門会議における重点要望事項ということでございまして、これを中心にお話を申し上げたいと思います。

2 枚目「通信・放送システム災害対策促進税制の創設」について御説明を申し上げます。東日本大震災においては、地震、津波に加えまして、広範囲かつ長時間にわたり停電が生じたため、通信・放送サービスの提供に大きな支障が出ました。通信・放送サービスの確保は、大規模な災害時における緊急通報、安否確認、情報収集等、国民の生命、財産を守るために不可欠なものでありまして、これを支えるシステムの耐災害性の強化は喫緊の課題でございます。本件は、電気通信事業者及び放送事業者が非常用電源設備等を設置する際、法人税及び固定資産税の支援措置を要望するものでございます。

3 枚目、電気通信設備の電源及び消防用の軽油引取税の課税免除の特例措置の延長を御説明いたします。今回の震災では、災害時の消防活動及び通信・放送サービスの確保は、国民の安心・安全に極めて重要な役割を果たしたものであります。本件は、消防用の電気通信設備の予備電源及び船舶の動力源、電気通信事業者及び放送事業者の電気通信設備の予備電源、この燃料に用いられる軽油について、軽油引取税を免除する特例措置の延長を要望するものです。

4 枚目、関連銀行及び関連保険会社が統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設をお願いしております。郵政改革関連法施行後の日本郵政株式会社は、いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務が課せられるため、経営判断とは関係なく、関連銀行、関連保険会社との間で窓口業務の委託契約を締結することが義務付けられ、その委託手数料に消費税が課せられることとなります。本件は、他の金融機関にはない負担が発生し、競争上、著しく不利となる状況にかんがみ、消費税の非課税措置を要望するものでございます。

最後になりますが、6 枚目、社会保障・税番号制度の導入に伴い、設立が予定されております地方共同法人に係る非課税措置の創設であります。これは「社会保障・税番号大綱」、平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部の決定であります。番号の生成を行う機関については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人をつくることになっており、今後、当該地方共同法人を設立することになります。本件は、本来、地方公共団体が担うべき事務を行う当該地方共同法人に係る税制について、地方公共団体と同様の非課税措置を今から要望するものであります。以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの総務省の要望について、御質問、御意見があれば御発言をください。三谷政務官、どうぞ。

○三谷財務大臣政務官

総務省の要望についても、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則に沿っておらず、極めて残念と申し上げざるを得ません。減収見込額は、これも大きくて、322億円、増収見込額は0億円であります。今後、要望項目の更なる絞り込みを切にお願い申し上げます。

特に資料の4ページでございます、関連銀行、これは郵貯銀行のことです。関連銀行等が日本郵政株式会社に支払う手数料にかかる消費税の非課税措置の創設については、消費一般に広く公平に負担を求めるという消費税の根本的な考え方に反する上、消費税の特例措置は他の分社化された、例えば民営化された高速道路会社等、そうした分社化された企業にも設けられておりませんので、課税の公平原則の観点から大きな問題があるということを指摘させていただきます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

松崎総務副大臣、どうぞ。

○松崎総務副大臣

ほかの部署と一緒にできるかどうかと思っております、ユニバーサルサービスを課していくことが、これは実は現在もそういう状況なものですから、そういう意味では平成17年から要望しているそうでもありますけれども、できればこのユニバーサルサービスという大きな全国津々浦々のサービスに対する特別な今回の郵政の、特に改革法案が通った場合には、更にユニバーサルサービスを徹底していくことにもなりますので、その辺は一つ御配慮いただきたいというのが趣旨でございます。

○五十嵐財務副大臣

櫻井民主党政調会長代理、どうぞ。

○櫻井民主党政調会長代理

もし違っていれば教えていただきたいんですが、軽油引取税の原則は、たしか道路特定財源だったのでトラック業者など、道路を使う人たちには課税するけれども、それ以外の方々にに関して言うと、基本的には道路を使わないから免除しますというのが原則ではなかったのかと理解しております。

その原則から考えてくると、道路特定財源ではなくなっていますので、そこの全体の見直しをしておかないと、例えば船舶とかに関しても、実は軽減措置の延長が多分今後話が出るかと思いますが、ここは大きく制度が変わったわけですから、公平性の原則から全体の制度を見直していただければありがたい。こういった分については、公共性があるので減税で措置するのか。それとも補助金で措置するのか。例えば船舶などに関してみると、フェリーとか公共性がある、これが減税で成り立っているかということ、必ずしも成り立っておりませんので、減税見合いの分も加えて、例えば補

助金で地域の公共交通を成り立つようにするのかどうかと合わせて御検討いただければありがたい。私の原則で正しいのかどうかも含めて教えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

郵便局の分社化に伴う手数料の消費税の扱いなんですけれども、ユニバーサルサービスをしているから消費税を取らないでくれというのは、これは国や地方自治体や公共団体も全部消費税を払うんですね。そういう意味で言うと、公的な最高の国や自治体で、ある意味では取引に関しては全部消費税を払っていくわけですから、いわゆるユニバーサルサービスだから消費税は勘弁してくださいというのは、ちょっと理屈に合わないと思いますので、私、税制調査会で3年目ですけれども、毎年出されているんですけれども、筋が余りよくないと思っていますので、大体今回を限りにされたらどうかと思います。

○五十嵐財務副大臣

松崎副大臣、どうぞ。

○松崎総務副大臣

そういう指摘もあるのかもしれませんが、これは郵貯の場合には普通の銀行とか保険会社のように、自前の形を持っておりませんね。支店だとか、そういうものを。ですから、これは全部今の、現在は郵便会社とか店頭で全部委託をしなければならないということで、従来の保険会社、銀行とは違って、非常に厳しい、余分といいましょうか、自分の会社でしたらこういうことはないんですけれども、自分の支店とかを全部持っていますから、それを別の会社という形の、現在の場合もそうですけれども、今度この改革法案が通った場合にも、どういう形になるかはまだ決定しておりませんが、どちらにしても店舗とかあれば全部郵便局になりますので、そこにかかなりの経費がかかっていくということで、特別ここは、ユニバーサルサービスということだけではありませんけれども、今までの日本における郵政事業の特殊性にもかんがみて、そこは何とか理解をしていただきたいというのが、今回の要望であります。

○五十嵐財務副大臣

岩本副大臣、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

4 ページ目の郵政関連法案ですけれども、小泉郵政改革のときに、あれだけ我々民主党は反対していて、その後、日本郵便株式会社がどういう状況になっているかというのは、皆さん御承知のとおりだと思うんです。もしこれを創設しないというのであれば、何らかのことをみんなで見恵を絞って考えないと筋が通らないような、あのとき郵政民営化反対しておいて、民主党は何のために反対していたのかという根幹を揺るがすような話がございますので、これは引き続き議論といいますか、何かほかのも

のを考えると、もしそういう御意見がまかり通るのであれば、これはやめようとか、何かお知恵を出していただく責任はあろうかと思えます。私は説明者の方に賛成の立場で申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

中野代行、どうぞ。

○中野民主党税調会長代行

先ほど櫻井さんの御発言にもつながるんですが、軽油引取税の問題、さっき警察でも話がありましたけれども、この公的な機関がやるものは歳出でちゃんと予算措置を講ずる。それならそれで、そこはちょっと税調だけではなくて、税調固有の問題として整理する。だから、警察庁、山岡委員長は検討しますと答えてしまったけれども、あれを検討するのはこっちが検討しなければいけないことで、警察庁に検討させたってしようがない話だと思えます。

ただ、船など民間企業がやっているものについては、減税措置でやるのか、補助金でやるのかという検討はあってもいいと思えます。これは税制を超える問題として一度、財務省で引き取って、主税局、主計局で少し検討、地方もそうですがね。

○五十嵐財務副大臣

総務省の方が大きいですね。

○黄川田総務副大臣

うちの方が大きいと思えます。櫻井先生お話のように、平成 21 年度から目的税から一般財源化されたという、普通税に移行したということなんですけれども、御案内のとおり石油化学製品の原料は除くんだけれども、あとは 24 年 3 月 31 日まで継続できているんだけれども、この見直しに当たっては、やはり税で支えるのか、あるいはまた別な政策で支えるのか、総合的な合理性を考えながら、政策面、あるいは有効性とか個々別々に考えていかなければいけないと思っております。

○櫻井民主党政調会長代理

要するに、トラック協会から不公平だという話にもうなってしまったんです。道路を使っている人たちだけではない、もう関係ないんでしょうという話になっているので、是非これは今年整理をしていただければありがたいと思えます。

○黄川田総務副大臣

道路ではない部分でこれまでということ。

○櫻井民主党政調会長代理

除外していたものは、だから、トラック協会もしようがないというわけではないけれども、そこの負担をしていた。だから、その原則が変わったんだったら、原則が変わったなりに、なぜそうなるのかということの理屈付けをくれということなので、これは今年できれば整理していただきたいと。

○黄川田総務副大臣

総合的に洗い直していきたいと思います。

○櫻井民主党政調会長代理

すみません。地元から怒られているので。

○五十嵐財務副大臣

おっしゃるとおりだと思います。公平性という観点、今は出ていませんけれども、例えば地方自治体では軽油引取税の悪用及び流用が結構悩ましい基なんです。ヤード内で使う、フォークリフト用だと言いながら横流ししてしまうということが起きていますので、ですから、それを無くするためにはみんなから取る。その代わり必要などころには、公益性の高いところには補助金を出すということの方が合理的であるかもしれないということだと思いますので、主計局も含めて検討させていただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

それでは、総務省はここまでとさせていただきます。

次に文部科学省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、メリハリの付いた説明を心がけていただき、時間厳守でよろしくお願いいたします。では、森副大臣、お願いいたします。

○森文部科学副大臣

文部科学省でございます。まず要望の全体像については、1ページを御覧いただきたいと思います。そして1枚めくっていただきまして、2ページ以降、要望のポイントを御説明いたします。

まず2ページは「寄附文化の更なる推進」です。今、震災復興に多額の寄附が集まるなど、寄附を進めたいという機運が一層の高まりを見せております。そこで、寄附文化推進を更に加速するため、国民による支え合いになじむ奨学事業や国立競技場整備事業などへの税額控除の導入、学校法人税額控除要件見直しなどを要望しております。

国立競技場整備を具体例として申し上げますと、2019年のラグビー・ワールドカップ開催決定や、2020年のオリンピック立候補などを背景に、税額控除導入によって寄附を進め、国際競技大会にとどまらない、誰もが楽しめるスポーツの場を盛り上げるための国民運動につなげていきたいと思っております。このことは、更には寄附に対する発想の転換や納税者側の政策参画意識の向上など、大変大きな効果につながっていくものと考えております。

3ページ、公益法人改革関連でございます。博物館を具体例として申し上げますと、全国に博物館といわれる施設は約6,000施設ございます。このうち、博物館法が定める登録博物館は907施設に限られ、館長、学芸員の必置の義務付けなどの公益性により、これまで非課税措置とされてまいりました。

一般社団・財団に移行せざるを得ない図書館、博物館、幼稚園などの52法人のうち、

29 法人が既に赤字経営ですので、新たな課税により地域の宝である施設が解散、閉鎖に陥るおそれがあります。一般社団・財団立であることによって、一律課税とされてしまうのは不合理であり、法人ごとの公益性を再チェックした上で非課税とできるような仕組みについて、私の方で現在、事務方に検討を指示しておりますので、今年の税制改正大綱で平成 23 年度に結論が得られるよう検討とされていることから、是非本年度の実現をお願いいたします。

4 ページ、日本の宝、地域の宝ということでございますけれども、確かな次世代継承につきましては、重要有形民俗文化財に関する特例措置が平成 24 年末をもって期限切れとなりますが、重要文化財と同等の国・地方公共団体に対する譲渡非課税の恒久化によって、民俗文化財の適切な保存、管理及び活用が促進されると考えております。

最後に、科学技術イノベーションの推進について御説明申し上げます。経済産業省等との共同要望であります、企業の試験研究に係る特別控除は、新成長戦略実現のためにも必要不可欠な税制であると考えております。また、子ども・子育て新システム関連の税制措置につきまして、文部科学省としてもお願いをしております。

以上で説明を終了いたしますけれども、これはいずれも未来への投資であり、減収見込み 198 億円に対し、寄附増あるいは投資の押し上げ効果など 252 億円を見込んでおりますので、是非とも積極的な検討をお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ただいまの文部科学省の要望について、御質問、御意見をお願いいたします。三谷政務官、どうぞ。

○三谷財務大臣政務官

文部科学省の要望についても、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則に沿っておらず、残念と申し上げざるを得ません。198 億円減収、252 億円増収と言われましたが、こちらの減収見込額は 60 億円、増収見込額は 0 億円であります。更なる要望項目の絞り込みをお願い申し上げます。なお、資料の 2 ページでございます、寄附金控除については、本税調における 2 年越しの議論の結果、23 年度改正において税額控除の導入など、画期的な拡充を図り、本年 6 月に施行されたばかりであります。このため、当面は制度の定着や効果の検証が必要ではないかと考えています。いかがなものかと思えます。以上です。

○五十嵐財務副大臣

森副大臣、どうぞ。

○森文部科学副大臣

そもそも教育、文化、スポーツ及び科学技術の振興に必要な措置は、先ほども申し上げましたが、未来への投資でありまして、長期的な視座が必要でありまして、即時的なルールには本来馴染まないものと考えておりますが、あえてペイ・アズ・ユー・ゴー原則ということの整合性を問われましたので、私どもの方で試算をさせていただ

きました。

この間、大変寄附が増えております。その寄附増ということは見込額が0億円という試算というのが、私にはちょっと理解ができません。

また、新しい公共ということで、税額控除、画期的な、本当に画期的な制度の導入ということで、こういう場合は集中的にこういうことをどんどんまたやるということによって、本当の意味では日本には定着しなかったと言われている寄附文化というものが、そういうことによってやっとなり芽生え、そして定着していくのではないのでしょうか。私はここは続けてやるのが非常に重要であると考えます。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

私は森さんの応援演説になりますが、この寄附文化を定着させる為には、是非、年末調整で済むようにすべきだと思います。もちろん、申告納税は本来あるべきなんです。今日、こういうものをもっと広げるという点では、この寄附金控除の年末調整の対象化を、実現させていただいてはどうかと思っております。

それとは別の論点として、森さん費用対効果のところは、確かに文化とかそういったところに対して、投資をしたり税制上の恩典を与えれば効果が上がってくると思うんですが、その辺りかなり第三者的に、具体的にこれだけのことを進めたから、これだけの成果が上がったという形を、やはり一度どこかで試算をされて、本当に税を減免したことに伴って、どんな効果があったのかということ、これは恐らく寄附文化を含めて、これからどんどん広げていかなければいけない問題だと思いますが、特になぜ一般社団法人の方々は税制上の優遇措置ができるものに転換しなかったのか、できなかったのか、できない場合には恐らくそれなりにクリアーしなければいけない条件があると思うんですが、その辺りがある程度条件をクリアーしていただけるような方向で考えるべきだと思います。

○五十嵐財務副大臣

森副大臣、どうぞ。

○森文部科学副大臣

今ほどの公益法人改革関連のところでございますけれども、私も同じような疑問を抱きまして、なぜ公益法人に移行できなかったのかということで、やはり調べてみる必要があるだろうと思ひまして、実際に幾つか博物館を視察に行ってみました。そこで感じたことは、やはりこれは公益法人改革の本旨と言いますか、地域に愛され、本当に必要とされる地域の宝を解散とか閉館に持ち込んでいいということではないと思うんです。ですけれども、本当に公益性があるのか、その地域の中で利用されているのかということについては、もう一度チェックをする必要があると、実際に視察に行ってみて感じたところでございます。そこで、先ほど御説明申し上げましたよう

に、もう一度公益性についてチェックする仕組みを今、事務方に検討させておりますので、また後ほど御報告させていただきたいと思っておりますけれども、是非よろしくようお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ほかによろしいでしょうか。それでは、文部科学省はここまでとさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に内閣府からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、メリハリの付いた説明を心がけていただき、時間厳守でよろしくお願いいたします。では、石田副大臣、お願いいたします。

○石田内閣府副大臣

委員会の関係上、いろいろ調整いただきまして、ありがとうございました。

それでは、内閣府からの税制改正要望のうち、まず私から沖縄関係の要望について説明をさせていただきます。

来年3月末で現行の沖縄振興特別措置法の期限を迎えることから、現在新たな沖縄振興の法制を検討しているところですが、税制につきましても、これにふさわしい効果的な措置を検討し、要望させていただきました。

沖縄につきましては、本土復帰以降、4回にわたる振興計画を通じて、本土との格差是正、民間主導の自立経済の構築等を目指し、社会資本の整備や沖縄の地域特性を生かした産業の振興などを推進してきた結果、本土との格差が縮小し、県内総生産や就業者数が全国平均を上回る伸びを示すなど、一定の成果を上げてきました。しかしながら、1人当たりの県民所得や有効求人倍率が全国で最低を記録しているなど、沖縄の特殊事情等を背景として、依然として経済的に厳しい状況にあります。そこで、成長するアジア地域との近接性など、沖縄の持つ優位性、潜在性を生かし、自立型経済の更なる発展につながる産業の育成を図るため、特に沖縄の不利性を克服できるヒト・モノ・カネ・情報の4つの分野に関連した地域制度、特区制度を抜本的に見直しを行った上で要望しております。

それでは、主な要望事項について御説明いたします。まず、お手元の資料、内閣府平成24年度税制改正要望の1ページを御覧ください。

まず「ヒト」についてであります。沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業は、着実に成長してきたものの、近年、観光客数や観光収入が伸び悩み傾向にあるなどの課題に直面しております。このため、外国人観光客の誘客拡大、観光の高付加価値化等に対応した、観光振興地域制度の抜本的見直しと、それに係る投資税額控除の拡充や観光客の大部分が利用する沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長、沖縄型特定免税店制度の拡充を要望しております。

2ページ、「モノ」についてであります。沖縄はアジアの主要都市からほぼ4時間圏内にあり、この地域的優位性を生かし、24時間空港である那覇空港に主要8都市を結

んだ国際貨物ハブネットワークが築かれております。今後は、この貨物ハブを核として、沖縄の更なる産業振興を図るため、自由貿易地域等の制度を抜本的に見直し、新たな臨空・臨港型産業である国際物流拠点産業の集積を目指す、国際物流拠点産業集積地域制度の創設と、それに係る税制措置の拡充のほか、国際物流ハブ事業を支える沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長等を要望しております。

3 ページ、沖縄の不利性が克服でき、かつ、沖縄経済を裾野から下支えする地域産業のイノベーションを促進するため、産業高度化地域制度を抜本的に見直し、新たに産業イノベーション地域制度の創設と、それに係る税制措置の拡充を要望しております。

続いて「カネ」についてですが、4 ページにおいて金融業及び金融関連業の更なる集積及び高度化を図るため、金融業務特別地区制度に係る税制措置の拡充。

また、情報については5 ページにおいて、新たなリーディング産業に成長している情報通信関連産業を一層集積させ、高付加価値化を図るとともに、災害に対するリスク分散等に対応したバックアップ等の受け皿としての機能の強化を図るため、情報通信産業振興地域、特別地区制度に係る税制措置の拡充を要望しております。

このほか、6 ページから 10 ページにありますように、中小企業振興、他地域と電力系統が連結されていないなど、供給面での構造的な脆弱性を有する電気の安定的、かつ、適正な供給、海洋・島しょ圏を支え、広域な海域に点在する離島の振興、駐留軍用地跡地の利用促進、酒税の軽減による地域経済の振興、揮発油税の軽減による県民生活の支援など、沖縄振興に必要不可欠な税制についても要望しております。

以上、沖縄の特殊事情等を背景とした、様々な課題がある中で、沖縄振興に係る税制要望につきましては、国の責務としての沖縄振興の在り方、選択と集中に留意しつつ、沖縄県の要望内容を斟酌しながら、内閣府として必要な措置をとりまとめたものですので、実現に向けて是非ともよろしく願いいたします。以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいまの内閣府からの要望について、御質問、御意見があれば、御発言をどうぞ。後藤副大臣から、どうぞ。

○後藤内閣府副大臣

残りの内閣府の要望について簡単に御報告をいたします。

地域活性化の推進ということで、1 ページ目をおめぐりいただければと思います。この部分は、構造改革特区等に基づく特産酒類の製造事業にかかわる原料の拡充を要望するというところでございます。現在、農産物ということになっておりますが、地域の水産物等、これはワカメとかを想定しているようでありますが、使用可能とするということでもあります。この要望については、減収はございません。むしろ新たに製造免許を取得、今までできなかった小規模の事業者等が新たに納税対象者となったり、地域の特産品の充実ということから、むしろプラスの効果が税収には働くと考えてお

ります。

3 ページをおめぐりください。いわゆる PFI の推進ということで、さきの通常国会で改正 PFI 法が成立をいたしました。いわゆる運営権というものが設定されたわけですが、その際に登録免許税が当然のことながら、課税されることとなります。ただ、登録免許税が非常に巨額な運営権の場合、巨額な登録免許税となるということで、むしろ量的には少ないかもしれませんが、事業者の効率性や利用者サービスの向上において登録免許税を不課税にしながら対応していくことの方が PFI 事業が更に促進をすることに資するというところでございます。

3 つ目が、先ほども議論がありました 5 ページ目ではありますが、特定非営利活動法人への寄附金控除の手続を年末調整の対象にするということでもあります。先ほども文科省の部分で御議論がありましたように、「新しい公共」ということが大きなテーマとなっており、その主な担い手であります特定非営利活動法人並びに公益社団・財団法人の一層の活発化に対応するには財政基盤の強化が当然必要であります。今まで以上に寄附が集まりやすくするために、寄附金控除を年末調整の対象にするということを御要望したいと思います。いずれにしましても、それ以外は時間も限られていることですから、その他の事項というのが 7 ページ以降にございますので、その部分については割愛をいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、これまでの内閣府の要望について御質問、御要望、御意見があればどうぞ。櫻井代理。

○櫻井民主党政調会長代理

沖縄の振興について全く異論はないんですが、2 ページにあります、製造業の立地が進んで来なかったと、これは物流の観点から書かれていますけれども、むしろ製造業が進んでこなかったのは、水と電力が不足していたからではないのかと認識しております。ですから、水や電力の供給制限がなくなって、今や物流の問題になってきているのでしょうか。

むしろ、物流の点で考えていくのであれば、中国のどこの空港だったか忘れましたが、物販ができないぐらい山のように荷物があって、ハブ空港で関空を使えないかという話がたしか来ているやにお伺いしていて、こういったものを取り込んでくる戦略であれば、ある部分の点で理解はできますが、果たしてこれが製造業の立地の促進につながっていくのかどうかについてお伺いしたいと思います。

もう一点、クラウド時代への対応というのがありまして、コールセンターとか労働集約型事業について異論はございません。ただ、クラウドとなると、コンピュータが大量にその地域に置かれることになって、私がお伺いしている点では、相当熱を出すので、クラウドというのは暑い地域には余り向いていないと。そういう点で、寒冷地とか湿度の低い地域に置いた方が有利であり、かつ電力料金の安いところに置くの

が原則ではないのかと思いますが、そういう点で沖縄というところが、クラウドに適切な地域なんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今、お答えができれば。

○石田内閣府副大臣

まず、1点目の電力、水道の件につきましては、櫻井委員のおっしゃるとおりであろうと思います。

御案内のとおり、他地域と比較をしても電力系統が連結されていないところが結構ありまして、供給面でも脆弱性を有する電力の安定的、適正な供給が沖縄県の目標でもありますので、そういった意味では、委員御指摘の点があるかと思いますが。

そう言った意味から、先ほど私が申し上げましたように、確かに他県と比較をいたしましても、相当ハンデがあるのが実情でもありますし、沖縄県の特殊事情もかんがみ、一律とするのではなくて、選択と集中ということで、是非お願いを申し上げたいということでございます。

2点目のクラウドの件、熱帯地に適当かどうかの点につきましては、今ここで知識がありませんので、お答えは控えさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

櫻井さん。

○櫻井民主党政調会長代理

物流のことについて、制度について反対しているわけではございません。そこは誤解のないように申し上げておきます。ただ、戦略としてここに企業立地と書かれると、今、言ったように制約要件は別にあるので、これで進めますということになると、むしろマイナスになるのではないのか。

先ほど申し上げたとおり、中国で物流が滞っているところがありますから、そちらから物販を奪ってくると言ったらおかしいかもしれませんが、そういうことでハブ空港化を更に加速していくんだという戦略をとっていくために必要だと言われるのであれば、非常にいい戦略だし、納得できる点があるので、その点で申し上げているだけです。誤解のないように。

○石田内閣府副大臣

ハブ空港の点につきましても、再三にわたって部門会議等々でも議論になったわけでありまして、航空機燃料税の2分の1から6分の1の議論もしてきたところでありまして、この点について国交省との調整ができなかったために、今回は一応、見送りという形になりましたが、沖縄は台湾を含めて、那覇空港を主要都市8都市を含めた国際貨物のハブネットワーク化を、今、24時間空港で進めておるところでありまして、そういうことから考えても、航空機燃料税が何とかならないかということ再三にわたって陳情してきたところでありまして、先生御指摘のとおり、今後はハブのネットワ

一クをきちっと築いて、核として沖縄の更なる産業の振興が図れるように一層努力するためにも、特段の措置を賜りたいということでございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、三谷政務官。

○三谷財務大臣政務官

内閣府本府の要望についても、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則に沿っておらず、極めて残念と申し上げざるを得ません。減収見込額は17億円、増収見込額は0.2億円です。今後、要望項目の更なる絞り込みをお願いしたいと思います。

また、2点指摘をさせていただきます。

石田副大臣が説明をされた沖縄に係る税制上の措置について、特に各種特区についての税制措置ですが、かなりの拡充を要望されています。総合特区制度もできました。他の特区制度とのバランスも考えなければならないと考えます。また、租税回避等、悪用の防止という観点にも配慮しなければならないと思います。引き続き検討を行っていくことが必要だと考えます。

また、後藤副大臣の説明資料の5ページ及び6ページにございます。寄附金控除の年末調整化についてですが、これは経団連や日本商工会議所が源泉徴収義務者の事務負担の問題等から導入に強く反対していることも踏まえ、実施が本当に可能かどうか慎重に検討すべき課題だと考えています。以上です。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与。

○峰崎内閣官房参与

最後に御指摘があった点ですけれども、今度は逆に財務省に聞いてみたいんですが、この方々が全部これは申告納税になりますね。何百万人という人が、申告に出たときに、いわゆる徴税当局、国税庁で本当にそれだけの体制が十分にできるんでしょうか。つまり、それぐらいのレベルでやらないと寄附文化というのは発展していかないのではないかなと思うので、そういう意味も込めて、源泉徴収義務者の方には大変申し訳ないと思うんですけれども、番号制度などもこれから入ってまいりますので、ここはそのことが日本の社会の仕組みを変えていくんだというところを、経団連、その他の経済団体の人にも理解をしていただく作業が必要なのではないかと思うんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ、森さん。

○森文部科学副大臣

今の関連でございましてけれども、私どもも先ほど寄附金控除の更なるというか、年末調整の対象化ということを提案させていただいております。

一部の源泉徴収義務者でありますけれども、国立大学法人や中小企業等へヒアリングを行いました。経団連等が反対の理由というのは、システム改修に伴う費用負担で

あるとか、様々な事務手続の増加が反対の理由だと承知しているんですが、ヒアリングでは、システム改修は年間保守サービス内での対応が可能であり、費用負担はほぼないあるいは事務手続増加はシステム改修で補えるため、対応可能ではないかといった非常に前向きな意見があったところでございます。

源泉徴収義務者の負担増加やシステム改修等によるコストよりも、年末調整対象化による寄附者の負担軽減、そして寄附の増加効果といった、先ほど峰崎先生からもお話がございました長期的メリットの方が私どもも高いと考えております。

○五十嵐財務副大臣

櫻井代理。

○櫻井民主党政調会長代理

財務省にお伺いしたいのは、今、増収効果が 0.2 億円でしたか。何を根拠にそういう数字が出てくるんですか。つまり、税率だけを引き上げないと、減税を今までやっていたのをやめたから、この分は税収として増収になりますとか、そういう根拠だけ示されると、例えば経済的効果があって、それによる増収を見込まないと、こんなことばかりをやっていると、何でも何かやりたいと思ったときにみんなだめになりますよ。ですから、そこのたった 0.2 億円にしかならない根拠を教えてくださいませんか。

○三谷財務大臣政務官

要望内容の収入、単純な収入です。

○櫻井民主党政調会長代理

ですから、単純なそのやりとりだけにしてくるのか、今のお話は沖縄の経済の活性化も含めてやっているわけであって、その見込み、そういうこともあって内閣府で要求されているのではないのですか。

石田副大臣、そういうことでしょうか。

○石田内閣府副大臣

そういうことです。

○櫻井民主党政調会長代理

ですから、そういったことを全然見込まずに、余りに杓子定規にこれで更に絞ってこいということになると、経済効果そのものを失うことになるのではないですか。

○五十嵐財務副大臣

ですから、それも含めて議論になると思いますが、今のこちらのものは租税特別措置の廃止、新設の範囲はなるべくバランスがとれなければ、減収が極端に伸びると予算編成そのものに大きく影響しますという観点からですか。

○櫻井民主党政調会長代理

分かりました。

○峰崎内閣官房参与

今の点でよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

櫻井さん、そういうこともあって、実は、租税特別措置透明化法を作って、一体どのくらい使われていて、その効果はどうだったのかということの検証を、これは第三者で、例えば会計検査院あるいは総務省だとか、そういうものを使いながら、今までだと、どちらかというところと要求省庁の調査によるという、かなり主観的なものが多かったんです。ですから、今、おっしゃられたようなことはこれからそういうデータが出てきたところで議論したらいいと思います。

○櫻井民主党政調会長代理

分かりました。了解いたしました。

○五十嵐財務副大臣

森副大臣。

○森文部科学副大臣

先ほど櫻井先生から御指摘のありました件ですけれども、私どもも先ほどその寄附増、そして投資押し上げ効果額ということで、252億円という私どもの試算を申し上げましたら、財務省は0億円だとおっしゃった。寄附増、寄附で集めなければ、例えば先ほどの例で申し上げました国立競技場の改修とかは、寄附が集まらなければその分また国費を税金で集めてそれを投入しなければいけないわけで、税なのか、それとも寄附で集めた国民が参加する形でその財源を確保するのかという考え方もあるわけで、先ほど御指摘もありましたように、試算そのものについてどういう試算をされているのかが少しわかりません。そういうことも考えれば、当然寄附がゼロであるということもありませんし、また寄附増というのがペイ・アズ・ユー・ゴー原則から著しく外れるということであっては、改革というものは全く進まないのではないかなと思っておりますので、その辺の御議論を是非また次回、よろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

政策効果の試算も当然出てきてしかるべきだと思います。それはまた同様に議論をすればいいことだと思います。後藤副大臣、どうぞ。

○後藤内閣府副大臣

1点だけ。三谷さんからお話があった経団連のお話も聞いております。ただし、寄附を集めやすくする仕組みというのは、まさに今、判断をして、当然体制整備というもの、税務当局や事務手続がどうなるかというのはあるものの、計画的にそれを導入するという意思決定は今こそ必要ではないかなと。まさにお金が人的なものにはかかるかもしれませんが、それをできるだけ低減する仕組みも考えながら対応していかなければ何も進んでいかないということになりかねないので、是非その点は、皆さん方に共通の理解をとということでお願いしたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

石田副大臣。

○石田内閣府副大臣

三谷財務大臣政務官の御指摘であります。他の特区制度のことも考えてという御指摘をいただきましたが、実は、今日、沖北委員会が衆でありまして、先ほど衆議院が6時過ぎに終わったものですから、遅参をいたしたわけではありますが、沖縄が復帰して39年、来年で40年を迎えるわけではありますが、御案内のとおり沖縄のケースはいろいろな問題を抱えております。そういう状況の中で、当然県民所得だとかそういったものでも本土と比較をしますと、やはりギャップもあるわけです。ですから、機械的に一律とするのではなくて、こういうものについては戦略的、効果的な地域の振興を考えるべきではないかと思っております。沖縄県の自助努力も当然必要となろうと思っておりますが、今後、バイオだとか環境だとか、地域の産業のイノベーションだとか、そういったものも高くなるように努力をしていく。そういったものについて沖縄としても努力をしておるということをお願いさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。よい御議論が続いておりますけれども、時間の都合がございますので、ここまでとさせていただきます。

最後に内閣官房からヒアリングを行います。後藤副大臣、お願いします。

○後藤内閣府副大臣

最後の1枚紙を御覧になっていただければと思います。このペーパーは原子力災害によって厳しい状況に置かれている福島県の再生復興のための産業振興等に係る税制上の特例措置を新規に要望するものであります。現在、国と福島県とで復興再生協議会を実施しています。福島県からは特別立法を制定してくれという要請もありますが、現在、東日本大震災全体の復興特区の問題も対応が進められております。まず、11月中に一定の税制措置について福島の部分が出てきますので、その点につきまして御理解いただいて、11月の下旬または12月には具体的な要望事項がとりまとめられると思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ただいまの内閣官房の要望について御質問、御意見を申し上げます。どうぞ。

○福田総務大臣政務官

後藤副大臣にお願いをしておきたいと思いますが、この原子力災害からの風評被害などは、茨城・栃木・群馬、北関東3県もありますので、福島同様とは言いませんけれども、ひとつ何分の1かはこの3県も考慮していただければと思います。

○後藤内閣府副大臣

ちょっと趣旨が別かもしれませんが、トータルで、別の部分で考えてみたいと思

ます。

○五十嵐財務副大臣

櫻井代理。

○櫻井民主党政調会長代理

被災地の方でも税制の支援が随分あったかと思っています。そうすると、一般の大規模震災のところの被災地と原子力被災地というのはどう区分けをすることになるんですか。ここのところは。ほかのところの、おっしゃるとおり、激甚のところでは産業振興からこの手のことについての減税措置がもうなされているわけであって、これはどういう区分けで絵をかかれようとしているんでしょうか。気持ちはわかるんです。物すごく気持ちはよくわかるんです。だから、これが減税なのか、それとも補助金になってくるのかというところがわからないので、もう少し具体的に、今の震災の税制措置のほかに加えてどういう人たちに対してどういうことを考えていらっしゃるのか教えてください。

○後藤内閣府副大臣

今のお尋ねは、基本的には市町村で言えば、東日本大震災復興特区税も含めた部分は 222 市町村、そのうち福島県もございます。そういう意味では、福島県はそれを更に深掘りをするべきかどうかということも含めて今、検討しているところであります。

○五十嵐財務副大臣

よろしいですか。それでは、そろそろ時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。次回は 10 月 28 日の税制調査会。本日に引き続き各府省等からのヒアリングを行います。本日と同じ場所で開催しようと考えておりますが、詳細は追って事務的に御連絡をいたします。本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。